

北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則

北上市奨学金貸与規則（平成3年北上市規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（返還減免の対象者） 第8条 条例第10条第3号に規定する市長が相当であると認める者は、次のいずれにも該当する者とする。 (1) [略] (2) <u>前々年の所得金額</u>（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する不動産所得、事業所得、給与所得及び雑所得の合計額をいう。）が45万円を超える者。ただし、産前産後休業又は育児休業をしている者は、この限りでない。 (3)・(4) [略] 2 [略] 様式第1号（第2条関係） [略]		（返還減免の対象者） 第8条 条例第10条第3号に規定する市長が相当であると認める者は、次のいずれにも該当する者とする。 (1) [略] (2) <u>前年の所得金額</u>（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する不動産所得、事業所得、給与所得及び雑所得の合計額をいう。）<u>（前年の所得金額が確認できない場合にあっては前々年の所得金額）</u>が45万円を超える者。ただし、産前産後休業又は育児休業をしている者は、この限りでない。 (3)・(4) [略] 2 [略] 様式第1号（第2条関係） [略]	
[略]		[略]	
<u>貸与金額</u>	☐ 30,000円 ☐ 10,000円 ×12月×貸与期間＝金 円	<u>月額奨学金</u>	☐ 50,000円 ☐ 40,000円 ☐ 30,000円 ☐ 10,000円 ×12月×貸与期間＝金 円

		<table><tr><td>入学一時金</td><td>☐入学一時金300,000円を希望する ☐希望しない</td></tr><tr><td>貸与回数</td><td>☐年12回（毎月） ☐年2回（6月ごと） ☐年1回（12月ごと）</td></tr><tr><td>減免制度の利用</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	入学一時金	☐ 入学一時金300,000円を希望する ☐ 希望しない	貸与回数	☐ 年12回（毎月） ☐ 年2回（6月ごと） ☐ 年1回（12月ごと）	減免制度の利用	〔略〕	〔略〕	
入学一時金	☐ 入学一時金300,000円を希望する ☐ 希望しない									
貸与回数	☐ 年12回（毎月） ☐ 年2回（6月ごと） ☐ 年1回（12月ごと）									
減免制度の利用	〔略〕									
〔略〕										
減免制度の利用	〔略〕									
〔略〕		〔略〕								
様式第6号（第4条関係）		様式第6号（第4条関係）								
〔略〕		〔略〕								
1 貸与予定金額 円（ <u>貸与月額</u> 円）		1 貸与予定金額 円（ <u>月額奨学金</u> 円、 <u>入学一時金</u> 円）								
2 〔略〕		2 〔略〕								
3 〔略〕		3 <u>貸与回数</u> 年 回								
4 〔略〕		4 〔略〕								
5 〔略〕		5 〔略〕								
様式第8号（第5条関係）		様式第8号（第5条関係）								
〔略〕		〔略〕								
北上市奨学生として、頭書の奨学金の貸与を受けましたが、このたび貸与期間満了（辞退）となりました。ついては、 <u>北上市奨学金貸与条例の規定により保証人連署のうえ、別紙奨学金返還計画書のとおりに滞りなく返還いたします</u> ので、本証書を提		北上市奨学生として、頭書の奨学金の貸与を受けましたが、このたび貸与期間満了（辞退）となりました。ついては、別紙奨学金返還計画書のとおりに滞りなく返還 <u>します</u> ので、本証書を提出します。 <u>正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、返</u>								

出します。 [略]	<u>還の期限にかかわらず、返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても異議ありません。</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。